

令和元年度（平成31年度）第4回

愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和元年7月25日(木) 午後4時00分～午後4時30分							
招集の場所	役場本庁3階 大会議室							
出席委員 11名 欠席委員 3名	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別		
	1	和喜田 重則	出	8	土居 尚行	欠		
	2	畑田 藤志郎	欠	9	河野 仁	出		
	3	岡添 蔦代	出	10	西崎 梅一	出		
	4	孝野 覚也	出	11	尾崎 春夫	出		
	5	山口 深	出	12	田中 定嘉	出		
	6	西口 孝	欠	13	谷口 八千代	出		
	7	太田 憲男	出	14	浜田 暁	出		
議事録署名人	14	浜田 暁		1	和喜田 重則			
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 5名 事務局職員 2名	職名		氏名		職名		氏名	
	推進委員		中西 一夫		推進委員		吉見 元	
	推進委員		小川 博之		推進委員		赤松 作男	
	推進委員		松本 隆					
	事務局職員							
	事務局長		吉村 克己		課長補佐		加洲 能子	
会議の内容	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について</p> <p>議案第4号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p>							

令和元年度(平成 31 年度)第 4 回愛南町定例農業委員会次第

事務局	<p>只今から令和元年度(平成 31 年度)愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。</p>
議長(会長)	<p>(会長挨拶)</p>
事務局	<p>それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 14 名中 11 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、14 番、浜田 暁委員と 1 番、和喜田 重則委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第三、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 7 番、中川 1185 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・725 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 50.7a でございます。</p> <p>受付番号 8 番、御荘平山 1069 番 1、地目・面積は田・1,710 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 406.5a でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。7 番お願い致します。</p>
委員	<p>この当該農地は、中川の 56 線から〇〇方面に入って最初の三叉路、譲受人宅の南側になります。川のほとりです。東側 2 枚は譲受人の水田ですので、続きになります。水路とかも共有です。譲渡人が高齢の為、農業が困難になっ</p>

	<p>ているので、引受人があれば、随時、貸出しや譲渡しているようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
委員	<p>耕作しとるの？</p>
委員	<p>しています。現在は、2枚になっていますけど、中畦を取って、一枚の状態です。</p>
議長(会長)	<p>他に無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に8番お願ひ致します。</p>
委員	<p>譲受人は、吉田町在住の方で、40年前から、温州みかんをメインとして、甘夏・晩柑・ブラッドオレンジ等多品種にわたって栽培している方です。譲渡人は後継者がいなくて、年齢ほかを考えて、今回の申請になりました。現地確認をしたのですが、すでに柑橘の苗木を植栽されておりまして、きれいに管理されていたので問題は無いと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p>

事務局	<p>次に、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 18 番、御荘長月 3574 番 3 外 1 筆、地目・面積は田・17 m²、畑・99 m²でございます。転用目的は進入路でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 19 番、緑乙 89 番 4、地目・面積は畑・222 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 2 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。18 番お願い致します。</p>
委員	<p>地図を見てもらったら分かるのですが、場所は県道の長月の入口にある橋のふもとにあるアパートからまっすぐ行った場所です。譲受人の住宅は住宅街の一番はずれです。進入路は離合ができないくらい狭いのです。そういうことで、二人の地主の埋め立て地で畑と田となっていますが、その境に 3m 幅の 14・5m、約 116 m²を道路にしたいので分けてくれないかと。お互い建設業者の仲間であって問題もなしでございます。住宅の庭につながり、県道にスッと出られるということです。もう少し早くしておいたら良かったなということでした。先日農業委員さんと現地確認に行きましたが、問題もなかったです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>19 番お願い致します。</p>
委員	<p>譲受人は東京からこちらに帰ってすぐということです。譲渡人のお姉さんの娘さんです。広域農道の緑に行くところの左手に譲渡人の家の横くらいに建てて住むということで、問題は無いと思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、御荘平城4090番2、地目・面積は田・388㎡でございます。転用目的は住宅・作業場でございます。本事業は、当初計画者が一般個人住宅を建築する予定で申請され、平成元年6月20日付で許可が出されました。その後、土地を購入して埋め立てまでは行いましたが不景気で事業がうまくいかなくなり、建築資金の目処が立たなくなったため、建築に至りませんでした。このたび、表具店を共同経営している承継人が、住宅・作業場を建築することとなったため、事業計画の変更申請が出されております。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第3種農地と判断されます。</p>

	<p>以上 1 件でございます。申請につきましては、それぞれ該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は松島の処理場の手前です。長男が亡くなって、次男が跡を継いでこの申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 73 番は再設定で、広見 1464 番 1 外 1 筆、地目・面積は田・9,531 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 74 番は再設定で、増田 1478 番、地目・面積は畑・5,979 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 10 年でございます。</p> <p>以上 2 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がおわりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひします。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。
事務局	事務局から、ご報告させていただきます。5 条の農地転用事業計画変更申請が提出されました。今年 2 月の定例会にてご説明させていただきました、上大道 1395 番外 11 筆、転用目的は営農型太陽光発電事業の案件でございます。パネルを設置いたしました〇〇株式会社ですが、平成 31 年 4 月 25 日に三重県にあります株式会社〇〇に吸収合併されました。親会社への吸収合併であり、事業はそのまま承継されますので、申請人の変更のみとなっております。以上でございます。
議長(会長)	以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 河野 仁

議事録署名人

和喜田 重則

議事録署名人

浜田 暁